第３編　緊急対処事態への備えと対処

第１章　総論

第１　基本的な考え方

第３編　緊急対処事態への備えと対処

第１章　総論

第１　基本的考え方

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要がある。
このため、平素からの備えと対処について基本的な考え方を以下のとおり定める。

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第１編第５章２に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態においては、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処事態における国民保護措置に相当する措置（以下「緊急対処保護措置」という。）の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととなる。

一方、今日の安全保障に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとしている。

このため、本編では、近年高まってきている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに、緊急対処事態においては、発生当初、災害と区別できないことや発生した事態に対して多様な対応が考えられることから記述を詳細にするものとする。

第２　事態想定ごとの被害概要

節	項目
１	攻撃対象施設等による分類
２	攻撃手段による分類

第２　事態想定ごとの被害概要

緊急対処事態に係る事態想定ごとの被害概要は以下のとおりである。

１．　攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。
近隣県の原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
大規模集客施設、鉄道駅等の爆破	・大規模集客施設、鉄道駅等で爆破が行われたとき、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊したときには人的被害は多大なものとなる。
列車等の爆破	
政治経済活動の中枢※に対する攻撃 ※市役所、交通施設、電力・通信施設　等	・施設等の破壊等により、政治行政や社会経済活動に支障が生じる。 ・行政機能の低下により事態対処の遅延が生ずる。 ・行政サービスの停止、電気・通信・交通障害、物流停滞等により国民生活が圧迫される。

２． 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
＜放射性物質＞ ○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎、また、放射性物質による被ばくや、汚染による被害及び不安が生じることである。 ・ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質により汚染が起きると急性障害や発がんを含む晩発障害が起きることがある。 ・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。まず、核爆発によって爆心地周辺においては、熱線、爆風及び中性子線やガンマ線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか、中性子線により放射化された建築物や土壌から放射線が発生したり放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散し、被害範囲を拡大させる。
＜生物剤・毒素＞ ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既知かどうか等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
＜化学剤＞ ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	・一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がり人的被害をもたらす。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第３　平素からの備え

節	項目	担当部・班等
１	市が管理する公共施設における警戒	関係各部
２	対処マニュアル等の整備及び留意点	防災安全班、各部等
３	石油コンビナート等特別防災区域における備え	総務部、環境経済部、消防本部

第３　平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるための、平素からの備えに必要な事項について、ＮＢＣテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。

１．　市が管理する公共施設における警戒

《関係各部》

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員等による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが重要である。

２．　対処マニュアル等の整備及び留意点

《防災安全班、各部等》

市は、県が作成する各種対処マニュアル及び市の特性を踏まえ、各種対処マニュアルの整備を進めるものとする。

なお、既存マニュアルの修正や新規作成を行うときには、関係機関との連携による対処を必要とする以下の措置等について特に留意するものとする。

ア　多数の被害者の救助、救急搬送、救急医療等の人命救助に関する措置
イ　国が想定している「現地調整所」の具体的運営や位置付け

３．　石油コンビナート等特別防災区域における備え

《総務部、環境経済部、消防本部》

石油コンビナート等特別防災区域における緊急対処事態への備えについては、第２編第１章第２の６（２）に掲げる石油コンビナート等特別防災区域における備えに準じて、関係機関との連携に努めるものとする。

第２章　緊急対処事態への対処

第１　事態認定前の対処

節	項目	担当部・班等
１	初動時情報連絡体制	各部等
２	市国民保護等連絡室の設置	各部等
３	市国民保護等緊急対策本部の設置	各部等
４	市緊急対処事態対策本部に移行する場合の調整	各部等

第２章　緊急対処事態への対処

第１　事態認定前の対処

市は、武力攻撃事態と同様に、緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、災害対策の仕組みを活用しながら応急活動を行うなど、事態認定前の対処について以下の通り定める。

１．　初動時情報連絡体制

《各部等》

消防機関等からの連絡その他の情報により、市の各部等が緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を総務部長及び防災安全課長に報告する。

総務部長は、直ちにその旨を市長及び副市長に報告し、必要に応じて県へ連絡する。他の関係部等へ連絡し、必要に応じて県等へ連絡する。

２．　市国民保護等連絡室の設置

《各部等》

(1) 市国民保護等連絡室の設置

総務部長は、多数の死傷者が発生したり、建物が爆発するなど国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合においては、市として情報収集・分析を行うため国民保護等連絡室を速やかに設置するとともに県に報告する。

市国民保護等連絡室は、総務部長など事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。

なお、市国民保護等連絡室は、国において事態認定が行われたが、事案発生場所が遠隔地であるなど本市との関連が低い場合などでも必要に応じて設置する。

(2) 情報収集及び提供

市国民保護等連絡室は、県、木更津警察署、消防本部、千葉海上保安部等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国民保護に関係する機関に対して迅速に情報提供を行うものとする。

(3) 市国民保護等連絡室の廃止

総務部長は、情報分析の結果、武力攻撃事態に該当しないことが判明した場合は、国民保護等連絡室を廃止するとともに、県に報告する。

【市国民保護等連絡室の組織構成図】

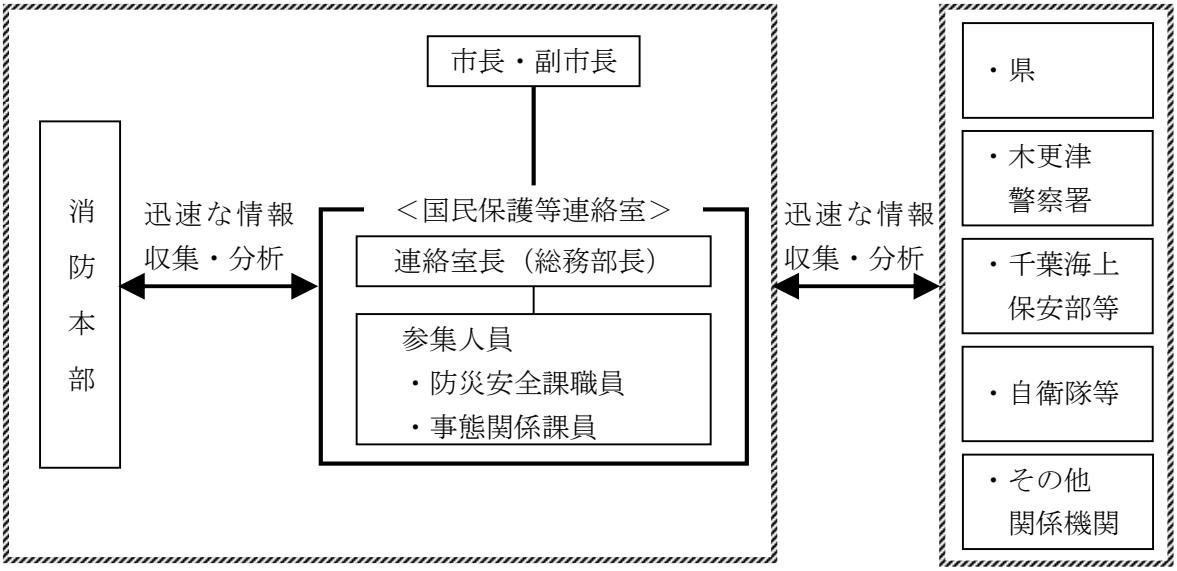

３．　市国民保護等緊急対策本部の設置

《各部等》

(1) 市国民保護等緊急対策本部の設置

市長は、国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の疑いがある場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するために必要な措置を迅速に実施する必要があるときは、市国民保護等緊急対策本部（以下「緊急対策本部」という。）を速やかに設置する。

(2) 緊急対策本部の組織

緊急対策本部の組織は以下のとおりとする（詳細は、第２編第２章第１を参照）。

【緊急対策本部の組織構成】

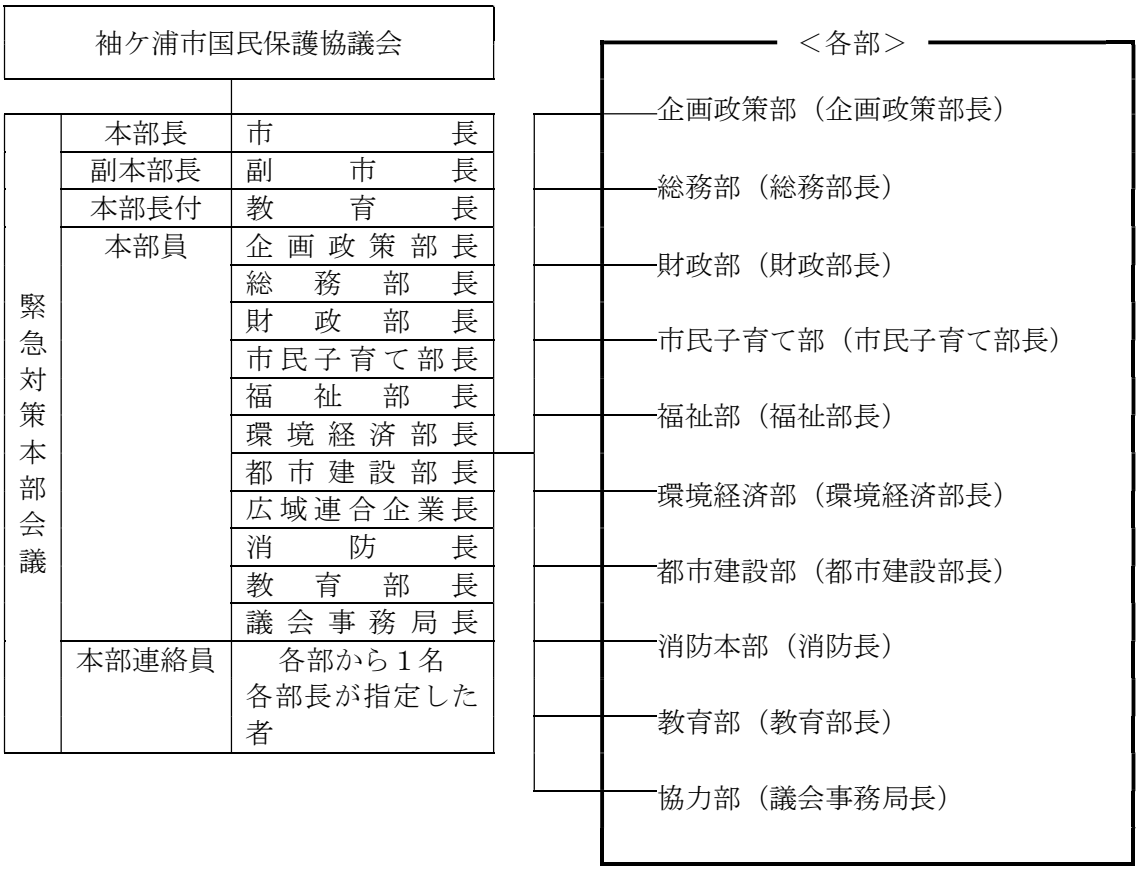

(3) 現地緊急対策本部の設置

市長は、被害状況や住民の避難状況の把握など必要と認めるときは、現地緊急対策本部を設置する。

なお、現地緊急対策本部長や現地緊急対策本部員は、緊急対策本部副本部長、本部長付、緊急対策本部員その他の職員のうちから緊急対策本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 県への連絡

市は、緊急対策本部を設置したときは、直ちに県に連絡する。

(5) 関係機関等への情報提供

緊急対策本部は、県、木更津警察署、消防本部等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国民保護に関係する機関に対して迅速に情報提供を行うものとする。

(6) 事態認定前における初動措置

市は、緊急対策本部において各種の連絡調整にあたるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助、救急の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急処置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行うものとする。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設置等が円滑になされるよう、緊密な連携を図るものとする。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置を行うものとする。

(7) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した被害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他市町村に対し支援を要請する。

４．　市緊急対処事態対策本部に移行する場合の調整

《各部等》

(1) 市国民保護等連絡室又は緊急対策本部の廃止

市国民保護等連絡室又は緊急対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、本市に対し、市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、国民保護等連絡室又は緊急対策本部は廃止する。

(2) 災害対策本部からの移行

市が、事態を大規模事故として判断し、又は多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、本市に対し、市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、市は、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置し、災害対策本部は廃止するものとする。

なお、市緊急対処事態対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合は、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所用の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第２　市緊急対処事態対策本部の設置等

節	項目	担当部・班等
１	市緊急対処事態対策本部の設置手順	各部等
２	その他市緊急対処事態対策本部関連事項	各部等

第２　市緊急対処事態対策本部の設置等

市が緊急対処事態対策本部を設置する場合の手順について以下の通り定める。

１．　市緊急対処事態対策本部の設置手順

《各部等》

(1) 市長による市緊急対処事態対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び県知事を通じて市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置するものとする。なお、事前に市国民保護等連絡室及び緊急対策本部を設置していた場合は、市緊急対処事態対策本部に切り替えるものとする。

(2) その他設置関連項目

次の設置関連項目については市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

ア　市緊急対処事態対策本部員及び同本部職員の参集
イ　市緊急対処事態対策本部の開設
ウ　交代要員等の確保
エ　代替施設における本部機能の確保

２．　その他市緊急対処事態対策本部関連事項

《各部等》

次の関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

(1) 市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の要請等
(2) 市緊急対処事態対策本部の組織構成及び機能
(3) 市緊急対処事態対策本部における広報等
(4) 市現地対策本部の設置
(5) 市緊急対処事態対策本部長の権限
(6) 市緊急対処事態対策本部の廃止
(7) 通信の確保

第３　関係機関相互の連携と主な役割

節	項目
１	初動時における連携の基本モデルと主な役割
２	使用物質別の相互連携モデルと主な役割

第３　関係機関相互の連携と主な役割

緊急対処事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について、以下のとおり定める。

１．　初動時における連携の基本モデルと主な役割

緊急対処事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、第２編第２章第３の武力攻撃事態における連携に準じるものとするが、特に初動対応で重要となるのは、県、木更津警察署等の各機関との連携である。

なお、初動時における現地対処関係機関の主な役割や基本的なモデルは、県計画に示されているものに準ずるものとする。

(1) 緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案（以下「緊急対処事態認定可能性事案」という）発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談など
木更津警察署	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、二次除染など
自衛隊	検索及び救出、除染など
千葉海上保安部等	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

(2) 緊急対処事態認定前後の関係機関連携モデル

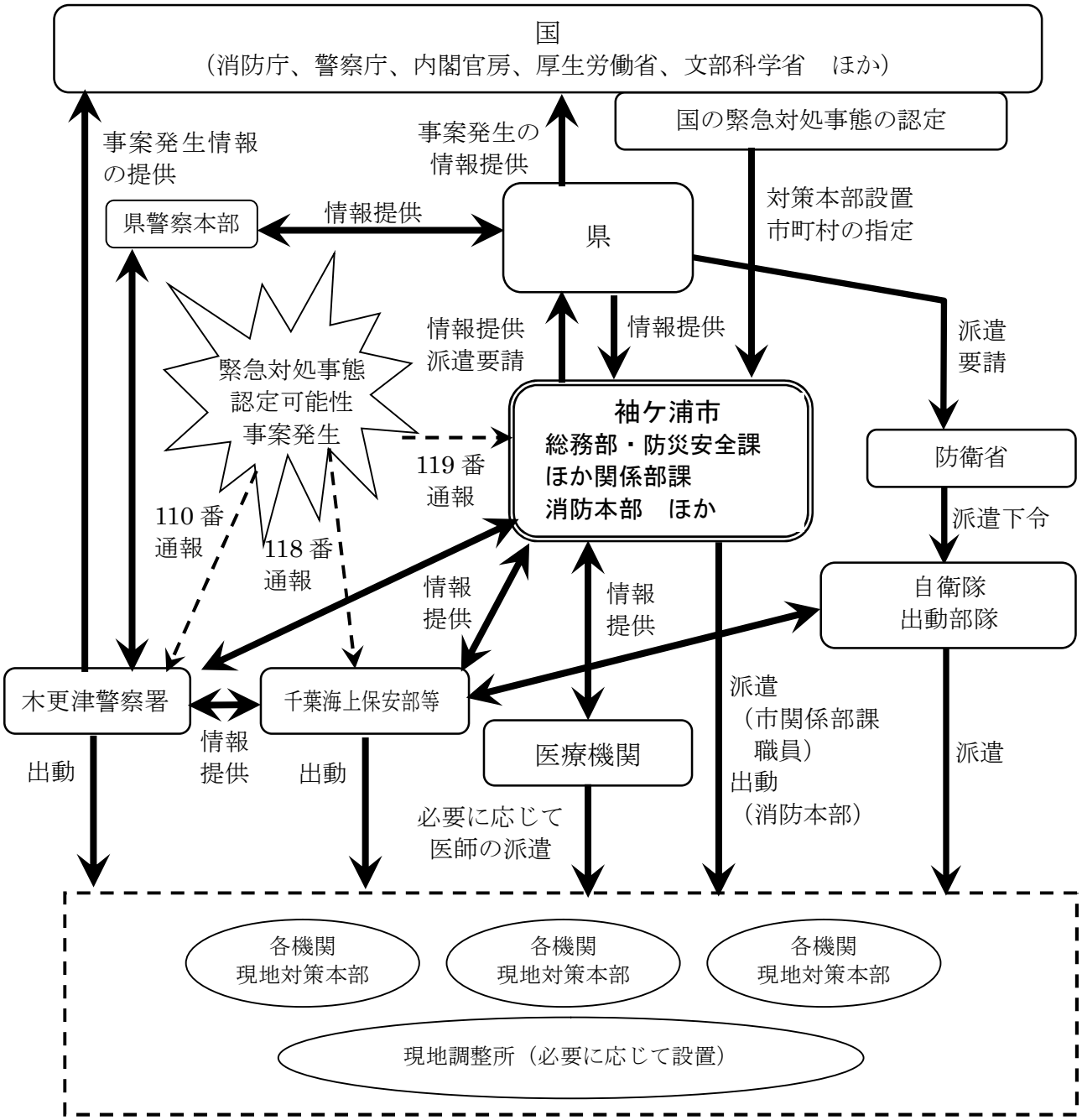

※「緊急対処事態」の形態は、いわゆるＮＢＣテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携のイメージを総括的に図示したものである。

※各関係機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と市に設置される緊急対処事態対策本部にて行う。

２．　使用物質別の相互連携モデルと主な役割

大規模テロなど緊急対処事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されており、連携モデル及び発生時の連絡系統図は以下のとおり想定される。

(1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「放射性物質テロ等」という）

ア　放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

国	情報収集、情報提供、専門家の派遣、モニタリングなど
市	情報収集、情報提供、避難誘導など
県	情報収集、情報提供、健康相談、モニタリングなど
木更津警察署	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、除染など
自衛隊	捜索及び救出など
千葉海上保安部等	情報収集、情報提供、救助、船舶回航指導・支援など

イ　放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル

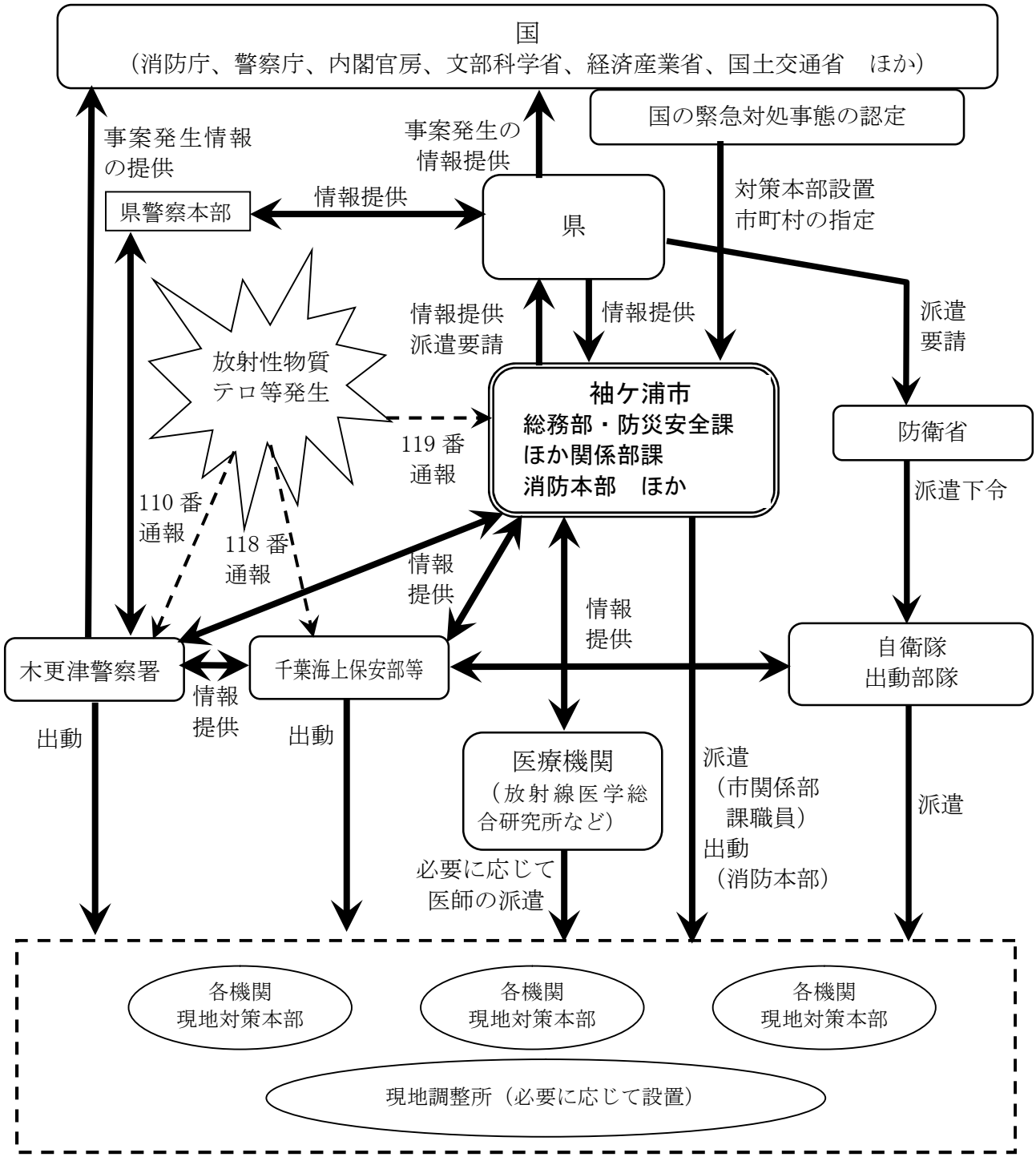

※放射性物質テロの事例としては、大規模な被害が想定されるものとして、輸送中の放射性物質の近くでトラック爆弾（大量の爆発物を積んだ大型車）を爆破させるというようなことが挙げられる。

ウ　放射性物質テロ等発生時の連絡系統図

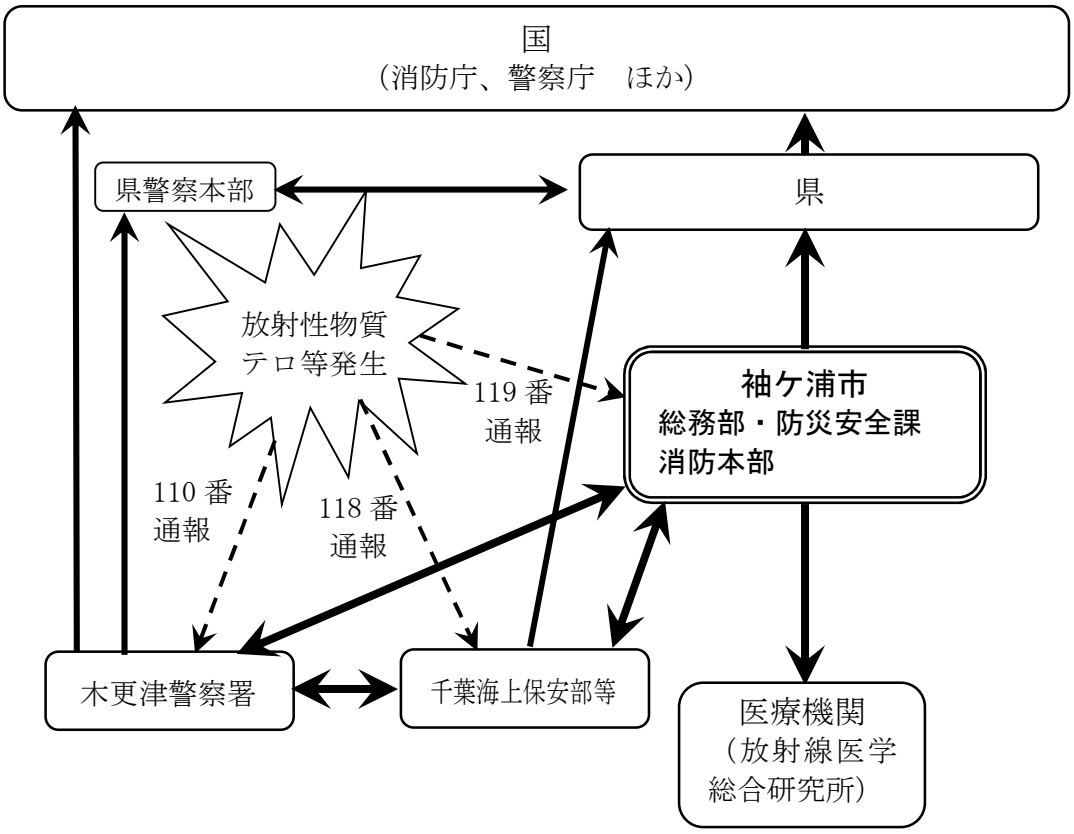

(2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「生物テロ等」という。）

ア　生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談、感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種（医療機関と協力）、（可能な範囲で）地域・施設の除染、消毒など
木更津警察署	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、簡易検知、検体採取、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、被害者の除染（生物剤を含んだ物質を散布されたときなど）、救急搬送など
医療機関	救急医療、保健所への届け出など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
千葉海上保安部等	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救急搬送、立入制限など

イ　生物テロ等発生時の関係機関連携モデル

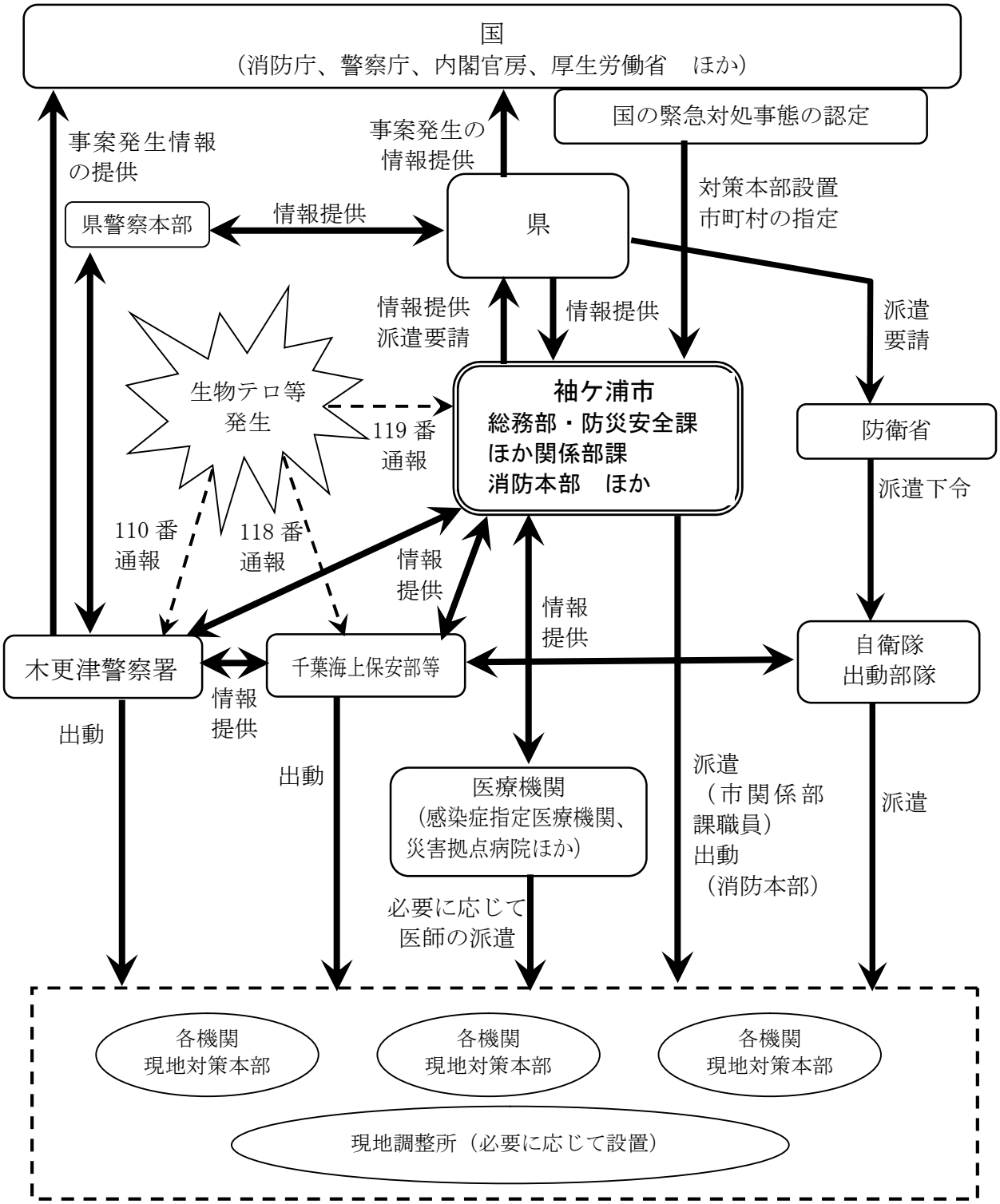

※ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることを留意する。

ウ　生物テロ等発生時の連絡系統図

（ア）不審な患者が発生した場合

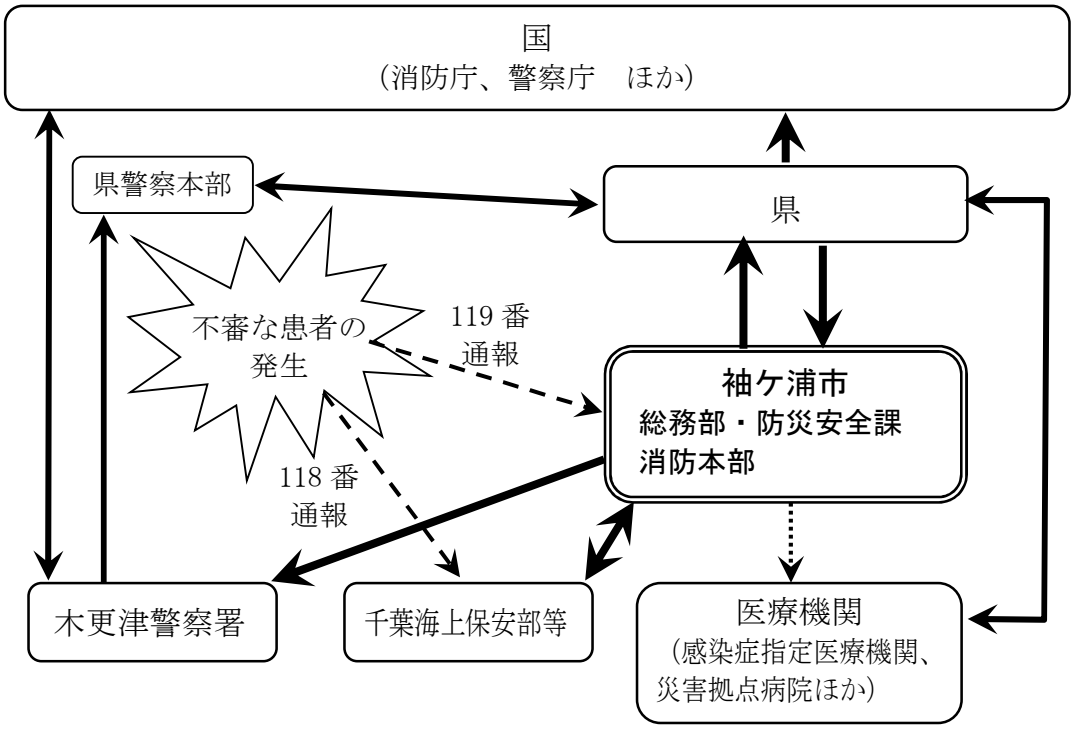

（イ）不審（郵便）物が発見された場合

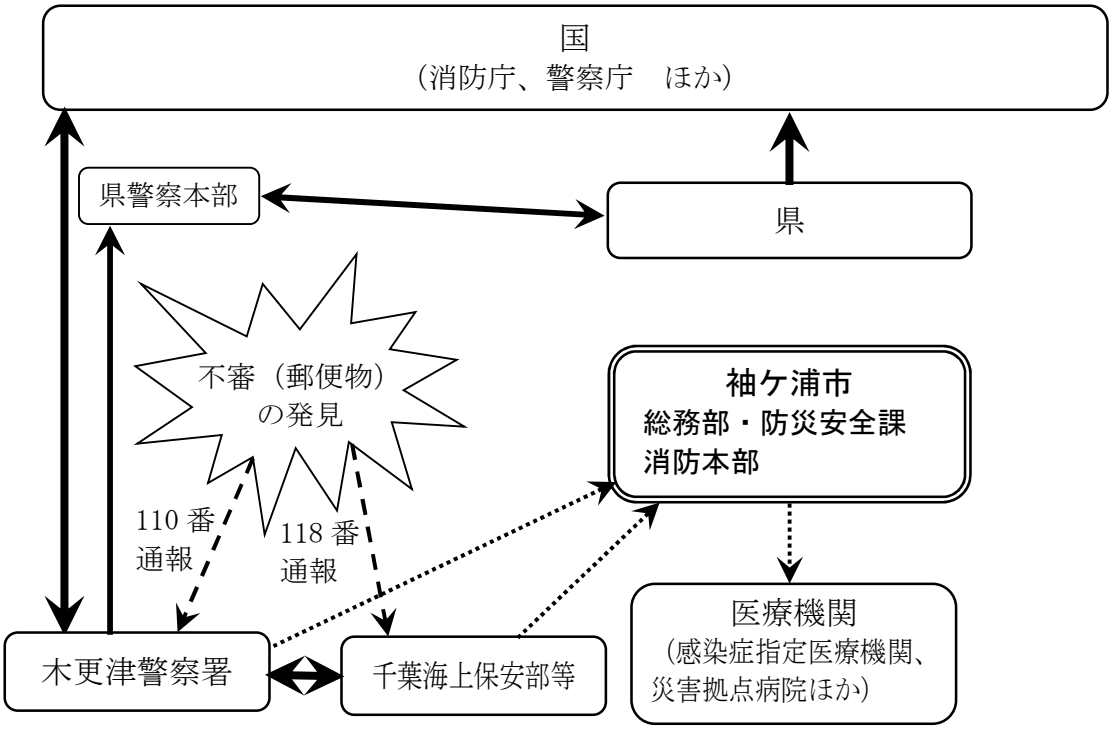

(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「化学テロ」という。）

ア　化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談など
木更津警察署	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、交通規制、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、立入禁止区域等の設定、被害者の一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送など
医療機関	救急医療、トリアージ、被害者の二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
千葉海上保安部等	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

イ　化学テロ等発生時の関係機関連携モデル

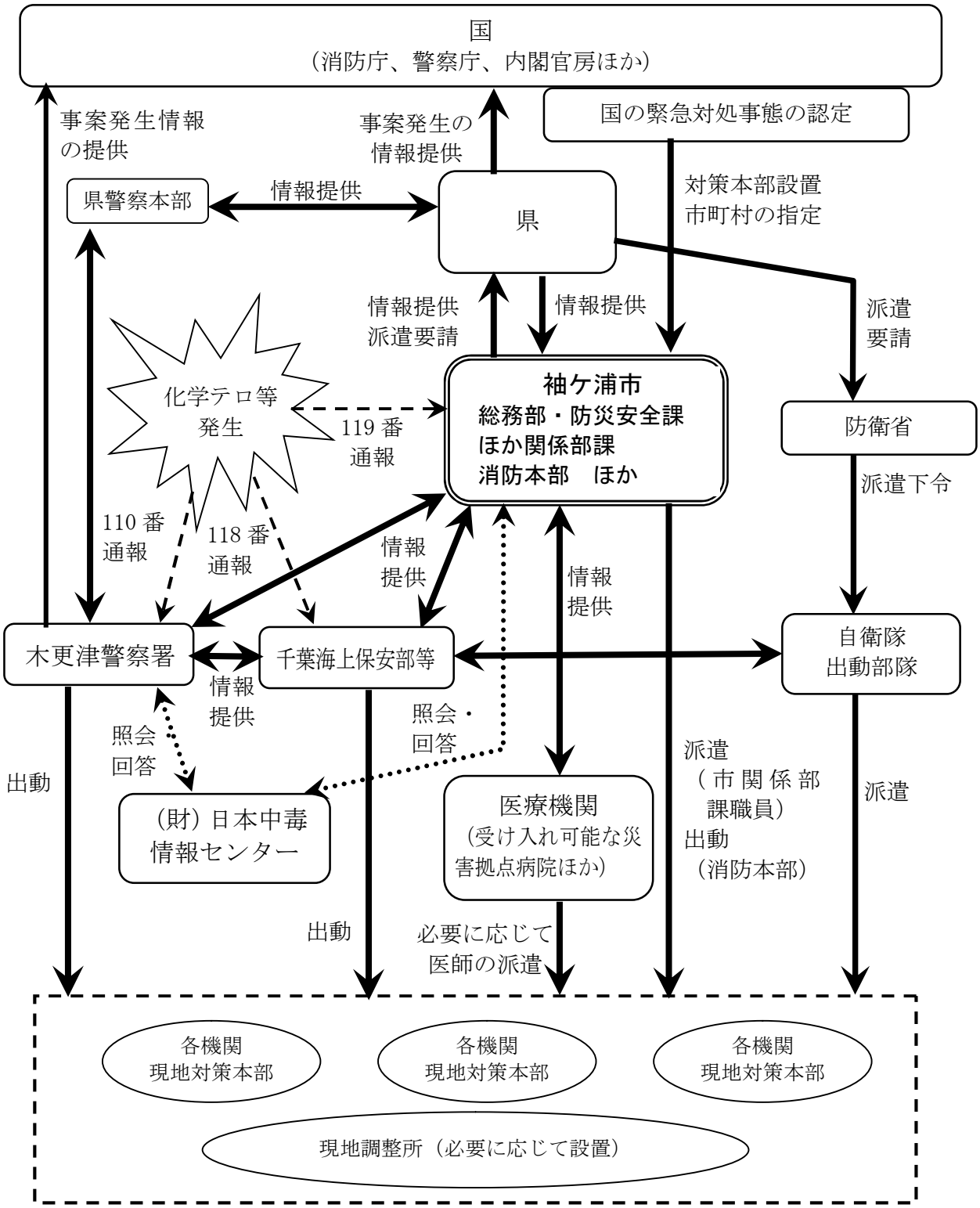

※（財）日本中毒情報センター：テロに使用された物質に関する助言を行う
（除染剤、除染方法、処理方法など）。

ウ　化学テロ等発生時の連絡系統図

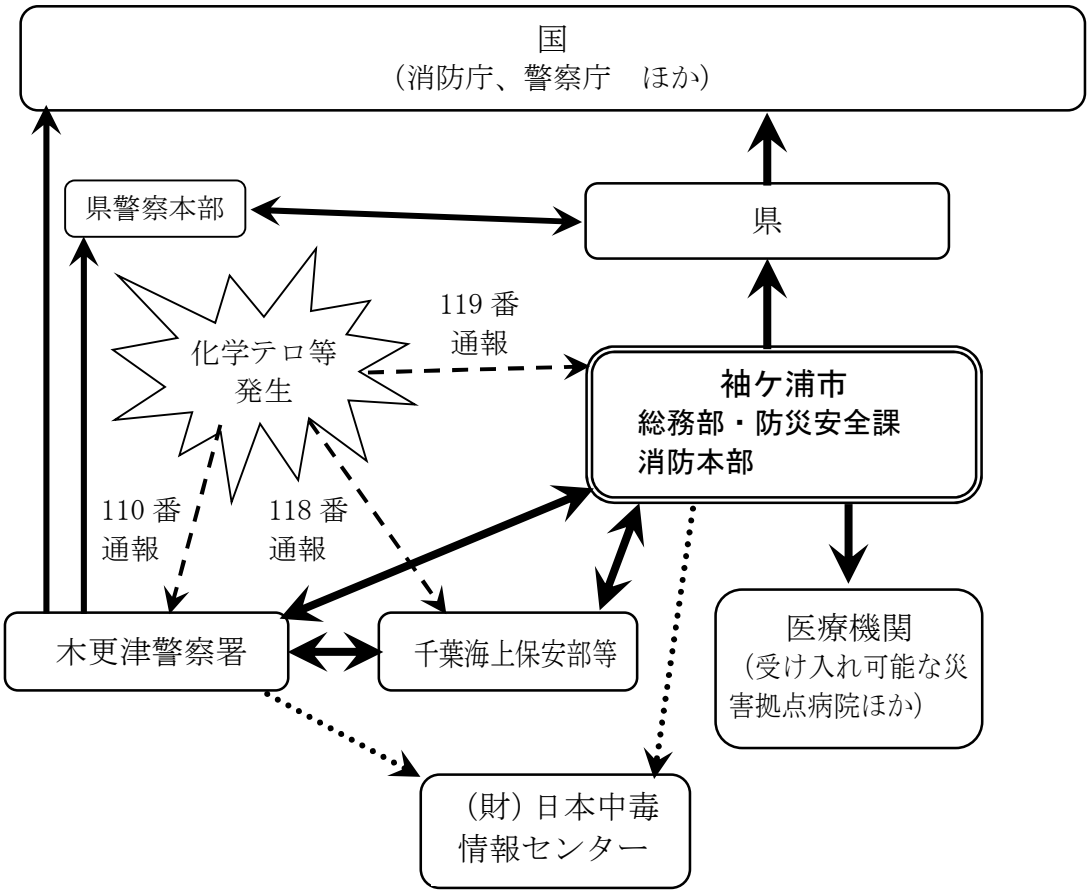

（4）爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「爆発物テロ等」という。）

ア　爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談、（自衛隊派遣要請）など
木更津警察署	情報収集、情報提供、現場の保存、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、交通規制、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージなど
自衛隊	捜索及び救出など
千葉海上保安部等	情報収集、情報提供、救助、救急搬送、船舶回航指導・支援など

イ　爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル

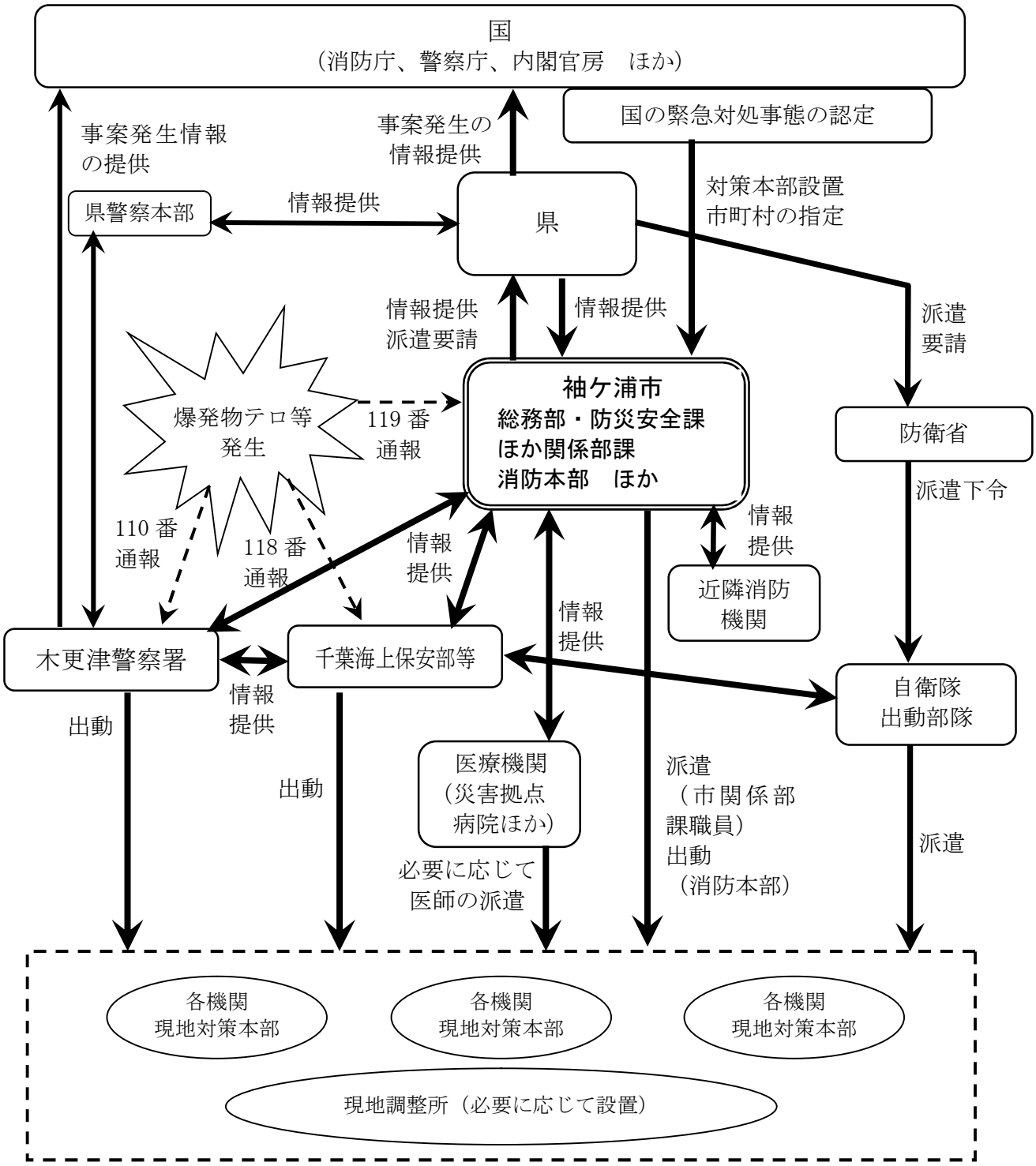

ウ　爆発物テロ等発生時の連絡系統図

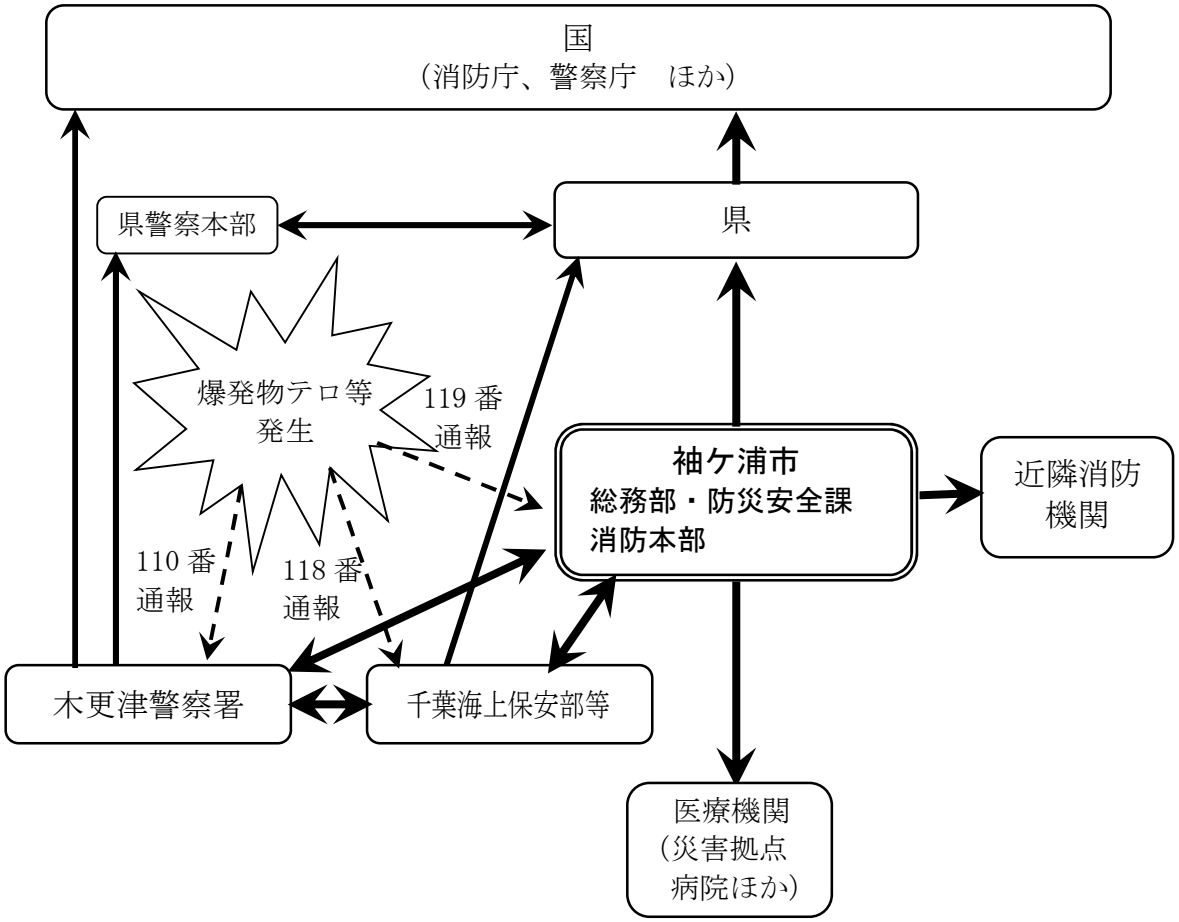

第４　緊急対処事態への対処上の留意点

節	項目
１	緊急対処事態における警報の通知および通達
２	特殊標章等の標章の取扱い
３	国民経済上の措置の取扱い
４	石油コンビナート等特別防災区域に係る緊急対処事態における災害への対処

第４　緊急対処事態への対処上の留意点

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされており、その取扱い上の留意すべき点について以下のとおり定める。

１．　緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を対象となる地域に通知及び伝達を行うものとする。

緊急対処事態における警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。

市長は、前項瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、これを行う。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

２．　特殊標章等の標章の取扱い

特殊標章等は、国際武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における特殊標章等に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

３．　国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした国民経済上の措置に関する規定（生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定）は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

４．　石油コンビナート等特別防災区域に係る緊急対処事態における災害への対処

石油コンビナート等特別防災区域に係る緊急対処事態における災害への対処については、武力攻撃災害への対処に準じて行うものとする。